

青森県立鶴田高等学校体育部・文化部・同好会・委員会活動方針

令和元年7月11日

1 活動の目的

学校におけるすべての教育活動の目的は、生徒一人一人が、些細なことでもいいから、それまでわからなかったことがわかるようになり、できなかったことができるようになり、理解できなかった人の心が理解できるようになる、そんな経験を一つでも多く積み重ねることにある、と考える。授業や学校行事はもちろん、部活動も、同好会活動も、委員会活動も、その例外ではない。

活動の中で、生徒達の中に眠る可能性が発掘され、鍛えられ、磨かれ、個性へと昇華し、それぞれの生徒個々でなければできない貢献を他者に果たすことにより、自分の存在価値を確認し、自信を持って生きていけるようになることが最終目的である。自分にしかできない貢献を果たしたときの充実感を体験すれば、主体的に深く学び続けようとするだろう。あらゆる活動の中で、教科担任や顧問の指導がなければ、あるいは仲間と切磋琢磨しなければ、伸張することはもちろん、発見することさえできなかった自分の可能性が開花した瞬間を経験すれば、対話的に深く学ぶようになるだろう。

たとえ教師や生徒がめざす結果が得られなくとも、自分の中に眠る可能性が発掘され、鍛えられ、磨かれる中で身につくであろう、「学ぶ姿勢」こそが、生徒たち自身の中に、「打ち出の小槌」をつくり出してくれるのだと信じる。

2 活動方針の策定にあたって

本校の部活動に係る活動方針は、青森県教育委員会が策定する「運動部活動の指針（2018年策定）」「文化部活動の在り方に関する方針（2019年策定）」に基づき、毎年度策定し、活動方針及び年間活動計画を学校ホームページへの掲載等により公表する。

3 活動による効果

- (1) スポーツ・文化・科学等に親しむ態度や、自律・礼儀・責任感・協調性等の社会人として必要な資質や能力および態度が育成される。また、健全な趣味・豊かな教養が身につくことや、個性の伸長および体力・技能の向上、健康の保持増進が期待される。
- (2) 仲間とともに目標に向かって努力することや、教師および部員同士との望ましい人間関係を構築することの大切さを学ぶことができる。また、学習意欲や安全意識が向上するとともに、自己肯定感を味わいながら、充実した学校生活を送ることができる。

4 運営方法

- (1) 部及び同好会への加入は任意とする。
- (2) 入部および退部に関しては当該顧問が管理する。
- (3) 顧問は、生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、学業と、部・同好会・委員会活動の両立が可能な、バランスのとれた活動計画を作成する。
- (4) 顧問は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるよう、また、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む活動ができるよう指導・助言を行う。
- (5) 顧問は、鶴田高校が育む心・態度・力のうち、何を育むことができるのか年間活動計画に明示し、毎年4月末までに作成して提出する。また、月末までに翌月の活動計画を作成して提出する。月間活動実績は、学期毎に提出する。提出先は生徒指導部とする。

5 運営上の注意

- (1) 校外活動や大会参加については次のとおりとする。
 - ①参加する大会や研修会および行事等については、生徒や顧問の過度の負担とならないよう精査した上で参加する。
 - ②高体連および高文連が主催・共催・主管する大会や研修会および行事等への積極的参加を推進する。
 - ③上記②以外の練習試合および行事等には、その目的等を明確にし、生徒・保護者の理解を得たうえで計画し、参加する。
 - ④大会や研修会については、生徒・保護者の負担等を考慮するとともに、生徒・保護者の承諾(参加承諾書)を得たうえで参加する。
 - ⑤顧問の引率を必要としない、保護者の責任で参加する大会や研修会および行事等であっても、学校へ校外行事参加届を提出させる。
- (2) 休養日等については次のとおりとする。
 - ①学期中は週当たり2日以上(平日1日、週末1日)の休養日(平日1日、週末1日)を設けることが望ましいが、主要な大会等の時期(ハイシーズン)については、休養日を、週当たり1日以上設けることとする。(毎週月曜日は平常講習と重なる為、基本的に全部活動共通の休養日とする。)
 - ②週末に大会や研修会及び行事等で活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。
 - ③年間で104日(平均して週2日)程度の休養日を確保することに努め、長期休業中や定期考査前あるいはオフシーズンには、ある程度長期の休養期間を設ける。
 - ④部の全体練習における活動時間については、学期中の平日は2時間程度、学校休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度を目安とする。
- (3) 顧問は、部活動の運営にあたって指導方針・指導内容・会計処理等を明確にし、保護者との連携を図る。
- (4) 部費の取り扱いについては次のとおりとする。
 - ①各部の部費徴収については、その目的を明確にし、保護者の経済的負担が過大とならないようにする。
 - ②各部は、部費の収支に係る出納簿および決算書を必ず作成し、校内監査を受ける。また、保護者に決算書を示す。
- (5) 顧問は、生徒の安全や健康に配慮するのはもちろんのこと、活動する生徒自身が危険や傷害を予測し、回避・対処できるよう、安全面や健康面に関する指導にも留意する。
- (6) 顧問は、生徒が安心して活動に取り組めるよう、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

6 配慮事項

- (1) 生徒の多様なニーズに応じた活動が行えるような部活動を設置することに努める。また、生徒・保護者および社会教育に位置づけられる団体からの要請・要望による学校施設の開放にも積極的に努める。
- (2) できるだけ顧問を複数配置することにより、顧問の負担軽減を図る。